

ふくいワインカレッジ研修実施要領

1 目的

県産ワインやワインツーリズムなど「ふくいワイン」による地域の活性化を図るため、ワインづくりに必要な栽培、醸造や経営ノウハウについて、実習と講義を組み合わせた研修を行い、人材を育成する。

2 研修区分

研修は「ワイナリー開業コース」と「ワインぶどう栽培コース」の2つを実施する。

3 ワイナリー開業コース

(1) 定員

毎年10人程度を募集する。

(2) 研修期間

3年（ただし、3年目はワイン製造業者でのインターンシップ研修を実施）

(3) 受講料

1人30,000円/年（ただし3年目のインターンシップ研修は受講料無料）

(4) 研修場所

ふくい農業ビジネスセンター（福井県越前市安養寺町142字27-1）
（ただし、醸造実習はワイン製造業者の醸造場の一部にて実施）

(5) 研修内容および開校時間

内 容		開校時間
必修講座（座学）		別表1
実習講座		別に定める
自習講座	栽培・ 経営等	平日9:00～17:00 （ただし12月29日～31日、1月2日～3日閉校）
	醸造	醸造実習を実施するワイン製造業者が定める日 9:00～17:00

(6) 必修講座カリキュラム

①カリキュラム編成

- ・醸造用ぶどう栽培について
- ・ワイン製造について
- ・施設の衛生・環境管理について
- ・法令関係について
- ・官能評価について
- ・市場動向、国内外ワイナリーの現状について
- ・ワイナリー経営について

- ・国内ワイナリーの事例調査
- ・その他

②講座計画（シラバス）は別表1に基づき別に定める。

(7) 実習講座カリキュラム

①栽培実習

- ・ふくい農業ビジネスセンター実習農場において実施する。
- ・受講生は研修期間中（1年目～2年目）の間、実習農場ぶどう樹50本程度を各自責任もって栽培管理する。
- ・その他、講座のスケジュールは別に定める。
(必須講座の開催される火曜日午前を中心に開校することに努める)

②醸造実習

- ・醸造実習を実施するワイン製造業者醸造場の一部（以下、実習ワイナリーという）において実施する。（具体的な製造業者は別に定める）
- ・受講生は研修期間中（1年目～2年目）の間、実習ワイナリーにおいて、専用容器にて醸造実習を行う。
- ・実習で製造されたワインは受講生が購入する。（50本程度。価格は後日決定する）
- ・その他、講座計画は別に定める。

4 ワインぶどう栽培コース

(1) 定員

毎年10人程度を募集する。

(2) 研修期間

1年

(3) 受講料

無料

(4) 研修場所

ふくい農業ビジネスセンター（福井県越前市安養寺町142字27-1）

(5) 研修内容および開校時間

原則「ワイナリー開業コース」の必修講座（座学）と合同で実施する。
(実習講座および自習講座は無し)

5 申込方法および受講の決定

申込書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、福井県地域農業課農業人材支援室に提出する。地域農業課長は書類審査により受講を決定し、本人あて通知する。ただし、申込者多数の場合は、面談により受講を決定する場合がある。

この要領は、平成30年 2月26日から施行する。

平成30年12月25日一部改正